

### I. 事実の概要

5 Aは、夫のVを事故死に見せかけて殺害し生命保険を搾取しようと考え、Bに殺害の実行を依頼し、Bは、報酬欲しさからこれを引き受けた。そして、Bは他の者に殺害を実行させようと考え、Bが経営する店舗(以下、「b店」という。)にて従業員として働いているC及びD(以下、「実行犯2名」という。)に、Vに、仕事の話を持ち掛けることを装ってb店にて会食させ、睡眠薬を使って眠らせた上、a河川敷まで運び川に転落させて溺死させるという計画を立て、実行犯2名  
10 にこれを実行するように指示した。計画において使用する睡眠薬については、Dが、自らが不眠治療のため服用している睡眠薬を用意した。

令和7年8月18日、重要な会食の場と称して、Cが、Vをb店に誘い、CとVが客としてb店に来店したところを、Dが、計画通り厨房にてVの料理に睡眠薬を混ぜ、配膳し、Vに睡眠薬の混ざった料理を食べさせ、同日午後9時30分ごろ、その場において昏倒させた(以下、この行為を「第1行為」という。)。その後、B及び実行犯2名は、Vを自動車にて約2km離れたa河川敷まで運び、同日午後11時30分ごろ、ぐったりとして動かないVを橋の上から転落させて水中に沈めた(以下、この行為を「第2行為」という。))。

20 Vの死因は、溺水に基づく窒息であるか、そうでなければ、自身の体調不良により睡眠薬が過剰に作用したことに基づく窒息又は循環不全であるが、いずれであるかは特定できない。Vは、第2行為の前の時点で、第1行為により死亡していた可能性がある。

B及び実行犯2名は、第1行為自体によってVが死亡する可能性があるとの認識を有していなかった。客観的にみても、第1行為は、人を死に至らしめる危険性の高い行為ではないが、病気で体が弱っている場合や、何らかの理由で貧血状態になっている場合、一般的に言われている睡眠薬の致死量よりも少ない量の服用で死亡する可能性がある。ただし、Vの体調不良について、  
25 Vの妻であるAの他、B、C及びDの誰もが不知であった。

A、B、C及びDの罪責を検討せよ。

参考裁判例:最高裁平成16年3月22日第一小法廷

### 30 II. 問題の所在

Vは、実行犯2名によって橋の上から転落させられる第2行為の前の時点で、睡眠薬の過剰摂取という第1行為自体により死亡していた可能性がある。第1行為の時点で殺人の故意を認める事が出来るか。

### 35 III. 学説の状況

実行犯の第1行為に対する殺害の故意について

A説

構成要件的結果を惹起した第1行為の段階では、その行為により結果を惹起する意図がなくさ

らに第2行為を予定している以上発生した結果について故意は認められないとする説。

## B説

- 5 第1行為と第2行為を密接した一連の行為とみなし、第1行為に結果発生の客観的な危険性が認められるときに第1行為についての故意を認める説。

## IV. 判例の状況

名古屋高判平成19年2月16日判決1247号342頁。

### [事実の概要]

- 10 平成16年5月10日午後6時20分ころ、被告人Xは歩行中のVを発見し、Vに低速の自動車を衝突させた上で所携の包丁でその身体を突き刺して殺害するとの意図の下に、歩行中のVの右斜め後方からX運転の自動車前部を時速20キロメートルで衝突させて、Vを同車ボンネット上に跳ね上げてVの後頭部を同車フロントガラス付近に打ち付け、路上に落下させるなどし、その衝撃によって、Vに加療約50日間を要する頭部挫傷、右肩挫傷、右下腿挫傷の障害を負わせた。
- 15 しかし、Xは、意外にもVがボンネットに跳ね上げられて、路上に落下し、立ち上がろうとするその顔を見て、急にVを殺すことはできないとの考えを生じ、刃物で突き刺すことを翻意して中止した。

### [判旨]

- 20 被告人が自動車を被害者に衝突させた行為は、死の結果を通常予測させるほど危険性の高いものであるとはいえず、あくまで同女の抵抗を困難にするという目的でなされた準備行為であり、被告人が事後に被害者を刺し殺すつもりであった事情は、自動車を衝突させる行為自体の危険性を高めるものではないから、この時点で被告人に殺意を認めることはできない、ともいう。しかし、本件では、被告人は四輪自動車を時速約20キロメートルで被害者の背後から衝突させている
- 25 ところ、この行為自体で被害者を死亡に至らせることがあることは経験則上明らかであり、このことを軽くみている原判断は相当ではない。また、被告人が、まず被害者に自動車を衝突させることにしたのは、同女を刃物で刺し殺す前提として、身のこなしの速い同女に逃げられないよう、その動きを止めるというにあり、被告人の計画では、2つの行為が連続して行われ、密接な関連を持つことが明らかで、統合的に判断すべきであるから、この2つを分断して、自動車を衝突させる行為を準備行為に過ぎないとする前提自体が誤っている。このことは、犯罪実行の着手について、構成要件に該当する行為(本件では被害者を包丁で刺す行為)のみにとどまらず、これに接着あ
- 30 るいは密接なる行為をも含めて理解すべきことから明らかである。

### [引用の趣旨]

- 35 第一行為と第二行為を一連の殺人行為と捉え、故意に欠けることなく殺人行為に着手したものと認めた点が、本問の事案を検討するのに参考になると考えたため。

## V. 学説の検討

### A説について

本説に立つと、実際に発生した結果に対して故意を認める範囲が狭くなりすぎ、妥当ではない

と思われる。よって検察側は A 説を採用しない。

## B 説について

- 5 本説は第 1 行為と第 2 行為を一体の行為とみなすことにより、重大な結果の発生に対する故意を認めることができ、妥当である。よって検察側は B 説を採用する。

## VI. 本問の検討

### 第一 C の罪責

1. b 店にて V に睡眠薬入りの料理を食べさせた行為について殺人罪(199 条)が成立しないか。

- 10 (1) 第 1 行為と第 2 行為のいずれで死亡したかが不明確であるため、第 1 行為の時点で殺人罪の実行の着手(43 条本文)ありと言えるかが問題となる。

- 15 ア. ①第 1 行為が第 2 行為を確実かつ容易に行うために必要不可欠であること、②第 1 行為に成功した場合、それ以降の殺害計画を遂行する上で障害となるような特段の事情がないこと、③第 1 行為と第 2 行為との間の時間的場所的近接性が認められることが認められれば、実行の着手を肯定できる。

- イ. 本件において、第 1 行為を行うと、昏睡状態の V を車内へと連れ込み、a 河川敷に運び転落させることを V の意思に反してすることができ、第 2 行為を確実かつ容易に行うために必要不可欠といえる(①充足)。次に b 店は B の経営する店舗であり、店を貸し切りにすることは可能であり、そのため食事中に急に昏倒した V が殺害計画に関与しない一般人に認識されることも  
20 ない。よって、第 1 行為以降に第 2 行為を行うにつき障害となる特段の事情もなかったといえる(②充足)。また、殺害現場も第 1 行為と第 2 行為の時間・場所について、時間は 2 時間、距離的にも 2km と近接性が認められる(③充足)。

ウ. よって、第 1 行為は第 2 行為に密接な行為であり、第 1 行為をした時点において既に殺人に至る客観的な危険性が明らかに認められるため、実行の着手があったといえる。

- 25 (2) また、V は死亡している。

(3) したがって、第 1 行為がなければ V は死亡せず、第 1 行為の危険が結果へと現実化したとして因果関係が認められる。

(4) また、C は第 2 行為により V を死亡させようと考えていたが、実際には V は第 1 行為と第 2 行為のどちらにより死亡したかは不明であり、因果関係の錯誤が問題となる。

- 30 もっとも、故意(38 条 1 項本文)は客観的構成要件該当事実の認識認容をいうところ、C らは第 1 行為と第 2 行為の一連の行為によって V を殺害しようとしており、たとえ C らの認識と異なる因果経過をたどったとしても殺人の故意に欠けるところはない。したがって、故意が認められる。

(5) 以上より、殺人罪が成立する。そして、後述するように B、D そして A と共に殺人罪の共同正犯(60 条、199 条)が成立する。

### 35 第二 D の罪責

b 店にて C と共に V に睡眠薬入りの料理を食べさせた行為について殺人罪の同正犯(60 条、199 条)が成立しないか。

- (1) 共同正犯の処罰根拠は行為者又は共犯者の行為を介して、処罰結果に因果を及ぼし、構成要件

的结果を共同惹起した点にある。そのため、共同正犯の要件は①共謀、②①に基づく実行行為である。

- 5 (2) 本件において、Dは店に来たVにDが日ごろ服用している睡眠薬を混ぜた料理を提供しておりVを眠らせ犯罪計画を円滑に遂行するに重要な寄与度を与えている。よって正犯意思が認められる。また、DはCと共にBからその殺害計画を聞かされており、意思連絡も認められる。よって共謀が認められる(①充足)。そして、上記犯罪計画に則ってVを昏倒させているため、①に基づく実行行為も認められる(②充足)。したがって、Dの上記行為には殺人罪の共同正犯が成立する。

### 第三 Bの罪責

- 10 C、Dと共に昏倒したVを車に運び入れa河川敷に運び、水中に沈めた行為につき、殺人罪の共同正犯(60条、199条)が成立しないか。

(1) 上述した通り、共同正犯の要件は①共謀、②①に基づく実行行為である。

- 15 (2) 本件において、BはC、Dに対してV殺害の犯罪計画を持ち掛けており、意思連絡が認められる。また、BはAからその殺害を依頼され、その際にその報酬金欲しさに犯罪に及んでいる。そのため、V殺害の動機があり正犯意思も認められる。よって、共謀が認められる(①充足)。そして、上記犯罪計画に則ってVを昏倒させているため、①に基づく実行行為も認められる(②充足)。したがって、Bの上記行為には殺人罪の共同正犯が成立する。

### 第四 Aの罪責

- 20 Bに対して、Vの殺害の依頼をした行為について殺人罪(60条、199条)の共同正犯が成立しないか。

(1) 上述した通り、共同正犯の要件は①共謀、②①に基づく実行行為である。

- 25 (2) 本件において、AはBに対してV殺害を依頼しており動機があるため、正犯意思が認められる。また、Aは当該計画についても当然Bに対して通謀があると思われるため、意思連絡も認められる。よって、共謀が認められる(①充足)。また、上記殺害計画に基づいてBは実行行為に及んでいるため、①に基づく実行行為も認められる(②充足)。したがって、Aの上記行為には殺人罪の共同正犯が成立する。

## Ⅶ. 結論

- 30 AがBに対して、V殺害の依頼をした行為についてBとの殺人罪の共謀共同正犯(60条、199条)が成立する。BがC、Dと共に昏倒したVを車に運び入れa河川敷に運び、水中に沈めた行為につき、殺人罪の共同正犯(60条、199条)が成立する。Cがb店にてBの殺害計画に則りD共にVに睡眠薬入りの料理を食べさせた行為について殺人罪の共同正犯(60条、199条)が成立する。Dがb店にてCと共にVに睡眠薬入りの料理を食べさせた行為について殺人罪の共同正犯(60条、199条)が成立する。

35

以上